

第3章 全体構想

1 まちの将来像

1-1 まちづくりの基本理念と目標

多種多様な課題に対応したまちづくりを進めるため、体系的に整理した課題を踏まえた「まちづくりの基本理念」と「まちづくりの目標」を定めることで、田辺市のまちの将来像の考え方を明らかにします。

「まちづくりの基本理念」は、田辺市の将来に向けたまちづくりの基本的な考え方であり、進むべきまちづくりの道標（みちしるべ）として定めます。「まちづくりの目標」は、基本理念の考え方を踏まえ、多くの市民が共感できる、協働のまちづくりに向けてのスローガン（標語）として定めます。

(1) まちづくりの基本理念

田辺市は、和歌山県南部に位置し、古くから紀南地域の中心地として栄え、多種多様な都市機能を有しています。紀南地域の中心地としての責任ある発展を目指し、近畿自動車道紀勢線の南紀田辺インターチェンジの供用開始を契機として、より多くの人々が安全・安心で快適に生活し活動できるまちづくりに努めます。また、世界遺産に登録された熊野本宮大社や熊野古道など世界に誇れる歴史・文化資源とともに豊かな自然環境を有しており、この地域資源を活かした紀南地域をリードする魅力あるまちづくりに努めます。

なお、近年、地球温暖化問題や超高齢社会への対応として、省エネルギー化による環境負荷の小さな都市づくりや財政規模にあった都市づくりが全国的に求められており、紀南地域の中心地である田辺市においても、こうした考え方を踏まえたまちづくりに努めます。

◆安全・安心なまちづくり

近い将来発生が予測されている東南海・南海地震をはじめとする地震・火災・津波・洪水などの災害に対応した防災・減災の取り組みや市民の日々の暮らしを守るため交通安全対策・防犯対策を推進するとともに、少子高齢化の更なる進行に対応した保健・医療・福祉等の充実、地域社会の活性化・育成を図ることで安全・安心なまちづくりを目指します。

◆地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり

都市基盤や都市機能の充実による中心市街地の活性化や効率的で秩序ある市街地の形成に併せ、市内各地域間を結ぶ機能的な交通ネットワークの形成を図ることにより、持続可能な集約型都市構造を構築し、各地域の活力の維持・向上とともに、地域活力が連携した快適で効率的なまちづくりを目指します。

◆個性的で魅力あるまちづくり

田辺市を包む山・川・海の豊かで美しい自然環境や、熊野古道に代表される豊かな歴史・文化、さらに梅やみかんなどの農産物をはじめとする豊かな特産品、これら田辺市が有する恵まれた地域資源を適切に保全・活用することで、美しい景観の保全・形成に寄与し、市内の観光や人々の交流を充実させるなど、個性的で魅力あるまちづくりを目指します。

(2) まちづくりの目標

【目標設定の考え方】

美しい山、川、海などの豊かな自然や熊野古道をはじめとした世界に誇れる歴史に包まれ、それらの恵みから文化を育んできた田辺市は、今後も、こうした豊かな自然や歴史を保全・活用しながら、今後進展する人口減少、少子高齢化社会に対応した活力ある「まち」を目指すことが必要です。

活力ある「まち」とするためには人の交流を盛んにしていくことが不可欠です。このため、田辺市の強みである豊富な地域資源と都市機能を有機的に結びつけながら、「まち」を育てていくことで心の豊かさを実感でき、地方都市“田辺”に「住みたい」「住みつけたい」「訪ねたい」と思われるまちづくりを目指します。

具体的には、豊かな自然環境と歴史を活用した交流人口の増大や産業の活性化、中心市街地を核とした機能的で暮らしやすい生活環境の創出に着目したまちづくりを進めます。

【まちづくりの目標】

～地域資源が輝き、心の豊かさを実感できる

交流拠点都市 田辺～

1-2 将来の都市構造

(1) 基本的な考え方

まちづくりの基本理念と目標を踏まえ、この実現に向けた将来の都市構造として、田辺市域全体の都市構造と、その中の都市拠点としての田辺都市計画区域の都市構造を整理します。

将来都市構造図では、人やものが集まる「拠点」とそれを結ぶ「軸」を中心に位置づけ、これらを明確にすることで各拠点の強化や連携を図り、安全・安心、快適で効率的なまちの構築を目指します。

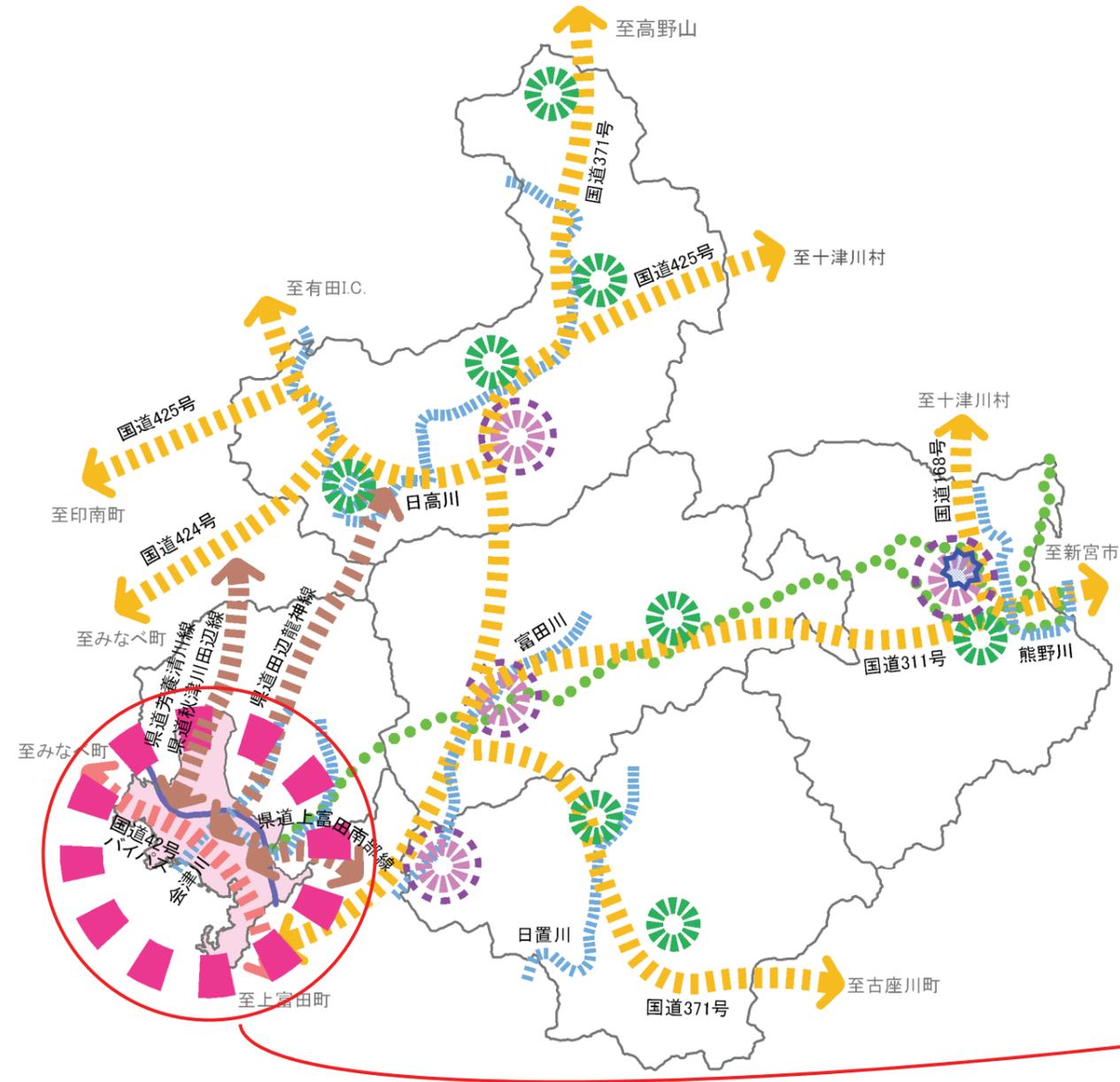
【市域全体】

| | | |
|----|--------------|---|
| 拠点 | 都市拠点 | 田辺都市計画区域は、行政機能、交通機能、商業・業務機能、産業機能などの集積地であることから、田辺市の都市活動を支える「都市拠点」とします。 |
| | 生活拠点 | 地域ごとの中心地として、龍神、中辺路、大塔、本宮の各行政局を中心とした旧来からの宅地の集積地を「生活拠点」とします。 |
| | 防災拠点 | 災害時における情報発信及びその備えが可能な施設として、龍神、中辺路、大塔、本宮の各行政局を「防災拠点」とします。 |
| | 歴史・文化拠点 | 歴史的・文化的な都市の個性を形成する場所として、世界遺産に登録された「熊野古道」の到達地の1つである熊野本宮大社を「歴史・文化拠点」とします。 |
| | 観光レクリエーション拠点 | 広域的な観光レクリエーションの場として、以下の施設を「観光レクリエーション拠点」とします。 (龍神温泉周辺/護摩壇山森林公園/宮代オートキャンプ場/ひわだの滝自然公園キャンプ場/大塔青少年旅行村/百間山溪谷キャンプ場/熊野古道[近露周辺地区]/本宮温泉郷周辺) |
| 軸 | 広域連携軸 | 周辺の市町村など広域を結び、生活拠点を有機的につなぐ連絡道路ともなる国道42号バイパス、国道168号、国道311号、国道371号、国道424号、国道425号を「広域連携軸」とします。 |
| | 都市間連携軸 | 特に、都市拠点の主軸であり、周辺都市を結ぶ国道42号バイパスを「都市間連携軸」とします。 |
| | 地域間連携軸 | 生活拠点と都市拠点を有機的につなぐ連絡道路として県道田辺龍神線、県道上富田南部線、県道芳養清川線、県道秋津川田辺線を「地域間連携軸」とします。 |
| | 歴史・文化軸 | 「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、田辺市の歴史・文化の代名詞ともなる熊野古道を「歴史・文化軸」とします。 |
| | 自然環境軸 | 都市に自然の潤いをもたらす会津川、富田川、日置川、熊野川、日高川を「自然環境軸」とします。 |

【田辺都市計画区域：都市拠点】

| | | |
|-----|---------------|---|
| 拠点 | 中心拠点 | 都市拠点の中でも、田辺市のみならず紀南地域の行政機能、商業・業務機能が最も集積した中心地を都市活動を支える「中心拠点」とします。 |
| | 交通拠点 | 広域を結ぶ道路及び鉄道の結節点である南紀田辺インターチェンジ、JR紀伊田辺駅を「交通拠点」とします。 |
| | 産業拠点 | 田辺市の農林水産業活動を支える田辺漁港・南紀田辺地方卸売市場・文里港周辺を「産業拠点」とします。 |
| | 医療拠点 | 紀南地域の医療活動の中心であり、緊急、高度医療や災害時の救護地の中心ともなる南和歌山医療センター、紀南病院を「医療拠点」とします。 |
| | 防災拠点 | 災害時における情報発信及びその備えが可能な施設として、市役所本庁舎のほか、西牟婁総合庁舎、三四六公園及び新文里港を「防災拠点」とします。 |
| | 歴史・文化拠点 | 歴史的・文化的に都市の個性を形成する場所として、武蔵坊弁慶にまつわる伝説があり田辺祭の中心となる鬮雞神社を「歴史・文化拠点」とします。 |
| | 教育拠点 | 生涯学習や教育交流の場として、複合文化施設、和歌山県立情報交流センターBig・Uを「教育拠点」とします。 |
| 軸 | 観光・レクリエーション拠点 | 広域的な観光レクリエーションの場として、天神崎、扇ヶ浜公園、新庄総合公園を「観光・レクリエーション拠点」とします。 |
| | 都市間連携軸 | 都市拠点の主軸であり、周辺都市を結ぶ国道42号バイパスを「都市間連携軸」とします。【再掲】 |
| | 地域間連携軸 | 生活拠点と都市拠点を有機的につなぐ連絡道路として県道田辺龍神線、県道上富田南部線、県道芳養清川線、県道秋津川田辺線を「地域間連携軸」とします。【再掲】 |
| | 都市内連携軸 | 都市間連携軸や地域間連携軸を補完し、都市拠点内の自動車交通を円滑に処理することで都市活動を支える主要な幹線道路を「都市内連携軸」とします。 |
| | 自然環境軸 | 都市に自然の潤いをもたらす会津川を「自然環境軸」とします。 |
| ゾーン | 市街地ゾーン | 都市的土地利用を集約し、秩序ある良好な市街地形成を図るゾーンを「市街地ゾーン」とします。 |
| | 自然・農住共生ゾーン | 都市に潤いをもたらす緑豊かな森林の保全、農業環境と居住環境の共生を図るゾーンを「自然・農住共生ゾーン」とします。 |

■将来都市構造図(全体)



■将来都市構造図(都市拠点)



■紀南中核圏域



| 凡 例 | |
|-------------------------|--------------|
| ↔ (Yellow dashed arrow) | 広域連携軸 |
| ↔ (Red dashed arrow) | 都市間連携軸 |
| ↔ (Brown dashed arrow) | 地域間連携軸 |
| ⋯ (Green dotted line) | 歴史・文化軸 |
| ⋯ (Blue dashed line) | 自然環境軸 |
| ⋯ (Blue solid line) | 高速道路 |
| ⊙ (Pink starburst) | 都市拠点 |
| ⊙ (Purple starburst) | 生活拠点 |
| ⊙ (White starburst) | 防災拠点 |
| ⊙ (Blue starburst) | 歴史・文化拠点 |
| ⊙ (Green starburst) | 観光レクリエーション拠点 |
| ⊙ (Pink starburst) | 現在の都市計画区域 |

| 凡 例 | |
|------------------------|--------------|
| ↔ (Red solid arrow) | 都市間連携軸 |
| ↔ (Brown solid arrow) | 地域間連携軸 |
| ↔ (Orange solid arrow) | 都市内連携軸 |
| ⋯ (Blue dotted line) | 自然環境軸 |
| ⋯ (Blue solid line) | 高速道路 |
| ⋯ (Black dashed line) | 鉄道 |
| ⊙ (Pink starburst) | 中心拠点 |
| ⊙ (Purple starburst) | 交通拠点 |
| ⊙ (Blue starburst) | 産業拠点 |
| ⊙ (Orange starburst) | 医療拠点 |
| ⊙ (White starburst) | 防災拠点 |
| ⊙ (Blue starburst) | 歴史・文化拠点 |
| ⊙ (Purple starburst) | 教育拠点 |
| ⊙ (Green starburst) | 観光レクリエーション拠点 |
| ■ (Orange square) | 市街地ゾーン |
| ■ (Green square) | 自然・農住共生ゾーン |
| □ (Blue dashed line) | 現在の都市計画区域 |

2 まちづくりの方針

2-1 土地利用の方針

●基本的な考え方

田辺都市計画区域マスタープランを踏まえ、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めな
いことを前提とし、用途地域をはじめとした適切な土地利用の規制・誘導を推進することで、集約
型都市構造に向けた中心市街地の活性化と効率的な市街地の形成に努めます。

基本的には、現在の用途地域などの土地利用の規制・誘導の制限に基づいた適正な土地利用を促
しますが、土地利用の動向などを踏まえながら用途地域の見直しや新たな規制・誘導の適用を的確
に推進し、商業・工業など産業の活性化、快適な住環境の形成に努めます。

●土地利用の方針

住宅地

明洋三丁目地区や南新万地区などの既存の住宅地を、閑静な「低層住宅地」として、良好な住環
境の維持・形成に努めます。また、三四六公園周辺地区などの丘陵地については、「低層住宅地」
として位置づけ、計画的な市街地形成のための地区として、その土地利用を誘導します。

明洋地区、目良地区、朝日ヶ丘・新万地区、東山地区、神島台地区、たきない地区をはじめとし
た住宅市街地を、建物の高層化や無秩序な混在化を抑制した「低中層住宅地」として、低層と中層
の建物が共存した良好な住宅市街地の維持・形成に努めます。

上記以外の住宅市街地を、一定の建物用途の混在を認める「一般住宅地」として、既存の土地利
用に配慮しつつ住環境の保全を推進し、住宅市街地の維持・形成に努めます。

商業地

現在、まちの賑わいの中心地であり、紀南の中心地として、古くからある商店街やJR紀伊田辺
駅周辺の商業地、市役所周辺などの業務地、並びに卸売り団地周辺を「拠点商業地」とし、商業機
能の維持・向上に努めます。特に、中心市街地については、商店街を中心とした商業環境の整備、
魅力ある店舗づくりなどによる賑わい創出、並びに道路整備や駅前環境整備による都市基盤の充実
に努めます。

会津川以西の県道田辺港線の沿道の既存商業地を、拠点商業地の役割に配慮した「近隣商業地」
として、地域の日常的な商業サービス機能を中心とした施設等の立地環境を整えます。

沿道複合地

国道42号バイパス、国道42号、県道田辺白浜線などの幹線道路沿道及びその周辺部については、
大規模小売店舗などの立地規制を行うことで、交通渋滞の抑制と中心市街地への商業集積に配慮し
た「沿道複合地」として、自動車交通へのサービス機能を中心とした施設等の立地誘導を促します。

工業地・流通業務地

文里港、田辺漁港などの港に面した既に工業施設や漁港施設が集積した地域及び今後、漁港施設が集積して行く芳養漁港などを、田辺市の農林水産活動を支える「工業地」として、地場産業の活性化及び田辺市の地域資源を活用した新たな産業誘致に努めます。

また、南紀田辺地方卸売市場周辺などを、田辺市の農林水産活動を支える「流通業務地」として、流通や販売機能など既存施設を中心とした機能強化を促します。

自然・農住共生地

上記の市街地以外の区域を、都市に潤いをもたらす緑豊かな森林の保全、農業環境と居住環境の共生を図る「自然・農住共生地」として、既存の土地利用に配慮しつつ、無秩序な開発の抑制に努めます。なお、天神崎をはじめとする美しい自然の風景地については、自然公園としての形態の維持に努めます。

●土地利用規制の適用の方針

現在、用途地域などの土地利用の規制・誘導の制限が適用されていない既存集落地をはじめとした地域、今後もさらに市街化が進みつつある地域については、良好な市街地の維持・形成の観点から適切な土地利用の規制・誘導の制限の適用を検討します。なお、適用にあたっては、農林業との調和に配慮するとともに、住民等の意見を踏まえ検討を進めるものとします。

都市計画区域等の見直し検討

城山台の企業団地と住宅地、並びに下三栖の企業団地については、計画的に市街地が形成されつつあり、良好な市街地形成を促すために都市計画区域への編入を検討します。

一方、芳養町及び稲成町の北部地区は、地形的にも山地であることから、宅地化への進展は少なく、今後も都市的土地利用を図ることが難しいことから、都市計画区域の除外を検討します。

その他、現在の都市計画区域の隣接地区については、今後の開発動向等を見極めながら、必要に応じて、都市計画区域への編入や準都市計画区域の指定を検討します。

用途地域の指定検討

城山台の企業団地と住宅地、並びに下三栖の企業団地については、都市計画区域への編入と併せて、用途地域の指定を検討します。

芳養団地付近においては、既に住宅市街地が形成されており、国道 42 号田辺西バイパスの整備により更なる市街化が進む可能性もあることから、用途地域の指定を検討します。

内之浦地区の県道田辺白浜線に面した宅地造成地においては、既に住宅市街地が形成されており、幹線道路沿道であるため更なる市街化が進む可能性もあることから、用途地域の指定を検討します。

●効率的な土地利用の誘導の方針

既存市街地には多くの都市機能があり、そうした既存の都市機能を有効に活用した、むやみにまちを拡げない効率的な市街地の形成に努めます。

一方で、空き地や空き家により、まちの活力や防犯面での安全性が低下していることから、空き地や空き家を有効活用し、子育て世代や高齢者を始め、誰もが住みやすい住環境の充実や住宅建設の促進などによる住環境の整備に努めます。

■土地利用の配置方針図



都市計画区域の
まとまりのイメージ

| 凡 | 例 |
|--------|-----------|
| 一般住宅地 | 流通業務地 |
| 低中層住宅地 | 工業地 |
| 低層住宅地 | 自然・農住共生地 |
| 拠点商業地 | 現在の都市計画区域 |
| 近隣商業地 | 高速道路 |
| 沿道複合地 | 鉄道 |

2-2 都市施設整備の方針

(1) 交通施設整備の方針

●基本的な考え方

持続可能な集約型都市構造の構築や地域の生活環境の向上のため、都市間や各地域間を結ぶ機能的な交通ネットワークの形成と連携に努めます。

道路については、災害時や緊急時の避難・輸送ルートの確保に努めるとともに、市街地部では、機能的な道路網の配置と併せて、歩道の充実、交通安全施設の整備、更には景観にも配慮し、住民意見を反映した道路の整備と維持管理に努めます。

現在、都市計画道路 14 路線を計画決定していますが、未整備路線については都市全体の交通ネットワークを再検討したうえで、必要に応じて路線の見直し検討を推進し、効果的な整備推進に努めます。

また、その他の交通施設については、鉄道やバス等の公共交通機関のほか、海上交通との結節点である港湾施設や人が集まる場所での駐車場などの利用環境の向上に努めます。



●道路の整備方針

国道 42 号バイパスなど将来の都市構造で都市間連携軸、地域間連携軸に位置づけた各道路を「広域幹線道路」として、また、都市内連携軸に位置づけた各道路を「幹線道路」として、未整備区間の整備を推進し、その機能強化に努めます。それ以外の市街地内の主な道路については、主要幹線道路及び幹線道路を補完する「補助幹線道路」として、未整備区間を整備推進することで、市街地内の段階的な道路網の形成を目指します。

なお、未整備都市計画道路については、ルート及び線形・幅員の見直しや計画廃止も検討し、機能的な道路網の早期確立を推進します。

●公共交通機関等の整備方針

鉄道は、市民や来訪者の地域間移動に不可欠な公共交通であり、JR 紀伊田辺駅が田辺市の玄関口となっています。JR 紀伊田辺駅前広場は、送迎用の一般車が一時的な混雑を招いているなど交通結節機能としての機能向上が望まれています。このため、JR 紀伊田辺駅前広場改修などの周辺道路の整備を推進し、交通機能向上とともに、中心市街地の活性化に寄与するような環境整備に努めます。



バスは、市民の生活や来訪者の活動を支える公共交通であり、特に高齢者等の交通弱者にとって、重要な交通手段です。このため、医療施設などを核としたネットワークづくりによる市街地路線の再編をはじめ、市街地と各地域を結ぶ路線の見直しやデマンドバスシステムの導入など、利便性と効率性を備えたバス路線体系の再構築を進めます。また、バリアフリーに配慮した車両の導入等により、人に優しい交通環境づくりを促進します。

■交通施設の配置方針図



| 凡 例 | |
|---|-----------|
| — | 広域幹線道路 |
| — | 幹線道路 |
| — | 補助幹線道路 |
| — | 高速道路 |
| — | 鉄道 |
| | 市街地ゾーン |
| | 現在の都市計画区域 |

(2) 公園・緑地の整備の方針

●基本的な考え方

公園・緑地については、レクリエーション、災害時の避難、環境の保全及び景観の向上のための公共空地として、既存施設の維持管理や新たな整備などに努めます。既存施設については、計画的な更新による施設の長寿命化を図るとともに、住民などとの協働による維持管理などにより施設の有効利用を促進します。また、少子高齢社会を踏まえ、地域社会の活性化・育成の場として、子供の遊び場、世代間・地域間交流の場など様々な利用を想定した計画的な整備を進めていきます。



なお、公園・緑地の新設や再整備にあたっては、計画段階からの市民参画などにより、利用者の意向を反映した施設の整備に努めます。

●公園・緑地整備等の方針

公 園

公園については、都市公園を 23 箇所開設しています。施設の老朽化や市民要望の多様化により、バリアフリーやユニバーサルデザイン、市民の健康増進などに配慮した施設の再整備に努めます。



三四六公園については、運動公園としてのスポーツ施設の充実のほか、防災機能も併せ持った公園としての整備を推進します。

扇ヶ浜公園については、海水浴場やストリートスポーツ施設が整備された集客力のある公園として、今後も施設の充実を図っていきます。



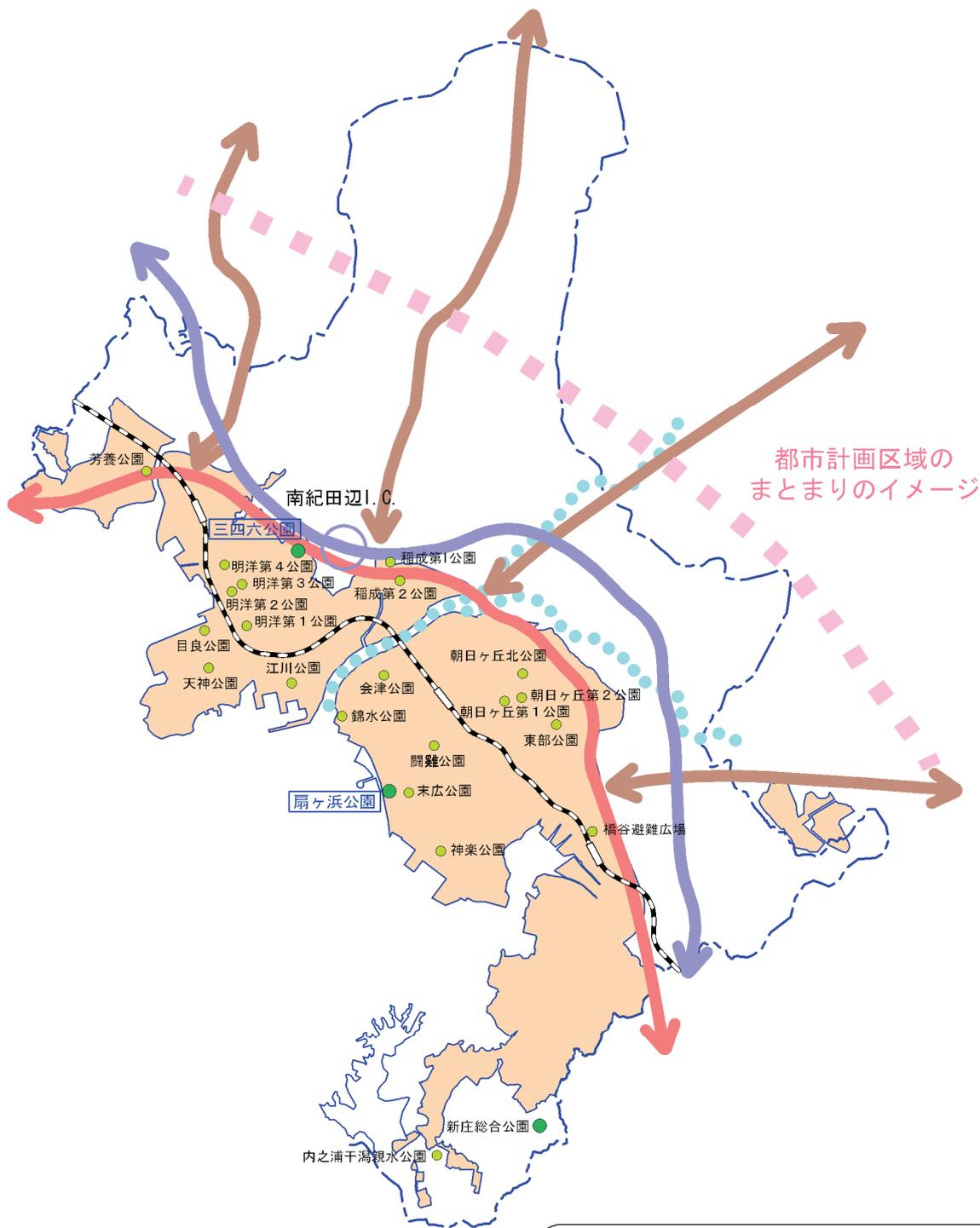
なお、未整備箇所については、地域の現状や果たすべき役割などを踏まえ、都市計画決定の変更などの検討を行います。

また、道路整備などの市街地整備に併せて、高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場となる広場やポケットパークの創出に努めます。

緑 地

会津川の水辺空間の創出や民有地への緑化を積極的に推進することにより、市街地全体の面的な緑被率を高め、うるおいのある市街地の創出に努めます。

■公園・緑地の配置方針図



都市計画区域の
まともりのイメージ

| 凡 | 例 |
|-------------|-------------|
| ● 都市基幹公園 | ↔ 都市間連携軸 |
| ● 住区基幹公園 | ↔ 地域間連携軸 |
| ● 水辺空間の創出 | — 高速道路 |
| ※施設の将来方針 | — 鉄 道 |
| 青文字 : 施設充実 | ■ 市街地ゾーン |
| 黒文字 : 維持・保全 | □ 現在の都市計画区域 |

(3) 河川・上下水道整備の方針

●基本的な考え方

河川・上下水道については、良質で安定的かつ安全な生活環境を実現するため、効率性や環境保全にも配慮した施設整備及び維持管理に努めます。

河川については、治水や利水のほか、都市にうるおいをもたらす自然的な環境や景観など、河川が持つ機能を有効に享受するための河川整備や適切な維持管理に努めます。

上下水道については、快適で衛生的な生活環境の向上のほか、公共用水域の水質の向上のための施設整備や適切な維持管理に努めます。

●河川・上下水道整備等の方針

河 川

河川については、流域全体の治水・利水・環境を考慮して、国・県と連携した河川改修を推進するとともに、災害に対する河川の安全性を高めるため、浚渫、河川敷内の立木の伐採、護岸や堤防の点検など適切な維持管理に努めます。また、都市における貴重な自然的環境として、景観にも配慮した整備等に努めます。

上 水 道

上水道については、安全・安心な水の安定した供給を行うため、耐震化等を考慮し、既設配管や施設等の計画的な更新及び維持管理を行います。

下 水 道

下水道には、汚水処理を主な目的とした「公共下水道」と雨水排水を目的とした「都市下水路」があります。

「公共下水道」については、社会的情勢を踏まえ、整備実施の是非を検討します。

「都市下水路」については、概ね整備されているものの、一部に機能不足の箇所もあり、その解消に向けた取り組みと適切な維持管理に努めます。

現在、整備されているその他の生活排水処理施設（農業集落排水処理施設・漁業集落排水処理施設・地域排水処理施設）については、水質保全の観点から適切な維持管理を行います。また、これらと併せて、浄化槽設置整備事業を推進します。

(4) その他の都市施設整備の方針

●基本的な考え方

市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、時代の変化や利用者の意向を踏まえた改修・建替え、並びに指定管理者制度などの活用による管理運営を行っていきます。また、必要に応じて、人口規模に見合った施設の集約や機能充実などについて検討します。



特に、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備、地球温暖化問題に配慮した太陽光発電などの新エネルギーの導入や省エネルギー対策、並びに施設の耐震化にも努めます。

●施設整備などの方針

供給処理施設

供給処理施設については、特に、資源の循環や省エネルギーなど環境との共生及び周辺環境との調和を図りながら、施設の機能強化に努めます。

これを踏まえ、都市計画決定されている「田辺市廃棄物処理場」、「南紀田辺地方卸売市場」、「田辺市斎場」、「田辺市周辺衛生施設組合し尿処理場」については、既存施設の適切な管理・運営とともに、老朽化した施設への対応を検討します。

教育・文化・行政施設

学校教育・社会教育施設については、既存の幼稚園、小中学校、高等学校、公民館、児童館等の有効活用に努めるとともに、施設利用者の安全確保や地域の意向に配慮した施設整備を推進します。

また、学校施設については、児童生徒等にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所となるなどの役割も担っていることから、早期の学校耐震化を推進します。

紀南総合病院の跡地に、図書館及び歴史民俗資料館の機能を併せ持つ複合文化施設を建設し、市民生活の文化的な向上を図ると同時に、中心市街地での交流と賑わいの再生に努めます。複合文化施設は、田辺市としての新たな教育拠点として位置づけ、和歌山県立情報交流センターBig・Uとともに、生涯学習や教育交流の場として施設の適切な管理・運営に努めます。

厚生・福祉施設

南和歌山医療センター、紀南病院を医療拠点として位置づけ、施設の適切な管理・運営に努めます。このほか、高齢者福祉施設、子育て支援施設、障害者自立支援施設等、その他既存施設の適切な管理・運営に努めます。

2-3 市街地整備などの方針

●基本的な考え方

都市機能の充実による利便性の高い快適な市街地の形成に努めつつ、身近な位置に海や山の自然がある田辺の市街地の特色を活かし、大都市では味わうことのできない自然を感じることでできる住環境整備に努めます。

また、中心市街地については、活性化の基本を「人の確保」として、交流人口と定住人口の増大のための市街地整備や景観形成に努めます。



●市街地整備の方針

都市機能の拡散を抑えた効率的な市街地を形成するため、用途地域を中心とした市街地において、道路・公園等の都市基盤施設の整備・改善により、快適に動き生活できる市街地の形成に努めます。また、自然豊かな環境を活かした良好なまち並みを形成するため、住民主体のまちづくりを促進します。

特に、中心市街地では、幹線道路整備による歩車分離・通過交通の排除とともに、城下町特有の細く入り組んだ道路形態を活かした個性と回遊性に満ちた市街地の形成を目指します。現在、郊外化の進展に伴う空洞化が危惧されている商店街については、街路事業と土地区画整理事業の手法を用いて、道路の拡幅と建物の更新に取り組んでいます。このように、今後も中心市街地での一方通行の解消及び道路網の確立のために、沿道整備も含めた市街地整備を推進します。



●景観形成の方針

「和歌山県景観条例」、「田辺市歴史文化的景観保全条例」などに基づき、先人から引き継いできた貴重な文化遺産とそれを取り巻く優れた景観の保全に努めます。また、天神崎や会津川などの自然景観の維持・向上に努めます。

特に、中心市街地では、市民が愛着を感じることができ、来訪者にとっても、楽しむことができる、後世に自信を持って残せる良好な景観形成に努めます。

2-4 自然的環境及び歴史文化資源の保全等の方針

●基本的な考え方

先人から引き継いだ個性豊かな自然的環境や歴史文化資源の保全と適切な活用に努め、豊かな都市環境の実現につなげていきます。

●自然的環境の保全等の方針

市街地周辺の丘陵地には、森林や農地が広がっており、この豊かな自然的環境の恵みとして、「梅」や「みかん」など、多くの特産品が全国に発信されています。これらの森林や農地は、田辺市の基幹産業を支える生産の場であり、その保全と適切な活用に努めます。

また、中心市街地周辺には、日本のナショナル・トラスト運動の先駆けとなった「天神崎」や、多くの人々に親しまれてきた「扇ヶ浜」など、豊かな自然的環境があり、その保全と適切な活用に努めます。



●歴史文化資源の保全等の方針

平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された熊野本宮大社や熊野古道（熊野三山への参詣道）は、田辺市にとって貴重な歴史文化資源であり、その保全を推進しつつ、観光客などの交流人口の増加のために適切な活用に努めます。

また、中心市街地には、江戸時代からの城下町としての名残が多くみられ、「闘雞神社」や「南方熊楠旧邸」など田辺の歴史に登場する人物の足跡とその縁を訪ねることができます。特色ある歴史文化資源を大切にしつつ、積極的な活用に努めます。



2-5 都市防災対策の方針

●基本的な考え方

市民の生命と財産を守るため、防災対策事業の促進に努めます。具体的には、近い将来発生が予測されている東南海・南海地震をはじめとする地震・火災・津波・洪水などの対策として、都市基盤施設の整備、安全な宅地の整備、建築物の耐震化、森林等の保全などのハード対策を促進するとともに、情報の周知や地域防災力の充実などのソフト対策をすすめて、災害に強いまちづくりを推進します。

●ハード対策

都市基盤施設の整備

広域幹線道路については、災害時の避難・救援などの重要な役割を果たす道路として、早期整備を促進します。その他の幹線道路などについても、災害時の市民の安全な避難路となるよう、その機能強化に努めます。

比較的広い面積を有する近隣公園以上の規模の公園・緑地については、災害時の避難場所及び救援活動の拠点として、防災機能の充実に努めます。特に、三四六公園については、高速道路や広域幹線道路からも連絡しやすくなることから、陸路を主とした防災拠点として、整備を推進します。

新文里港については、海路を主とした防災拠点として、防災機能の整備充実に努めます。

浸水防止のための施設については、都市下水路の適切な維持管理を行うとともに、浸水地域の解消に向け、その対策を推進します。

安全な宅地の整備

宅地の崖崩れや土砂流出などによる災害を未然に防止するため、「宅地造成等規制法」や「田辺市開発事業の指導要綱」などにに基づき、安全な宅地の整備を推進します。また、急傾斜地崩壊危険箇所においては、災害防止のための安全対策を促進します。

建築物の耐震化

建築物の安全性を高めるため、「田辺市耐震改修促進計画」に基づき、学校施設や市役所本庁舎などの公共建築物の耐震化に努めるほか、民間の既存建築物についてもその耐震診断や改修を促進します。

森林等の保全

市街地周辺の豊かな森林は、水源涵養や山地災害の防止などの機能を有していることを踏まえ、山林の保全・育成を図ることにより、森林の保水力の向上に努め、市土の保全、災害の未然防止に努めます。

●ソフト対策

情報の周知

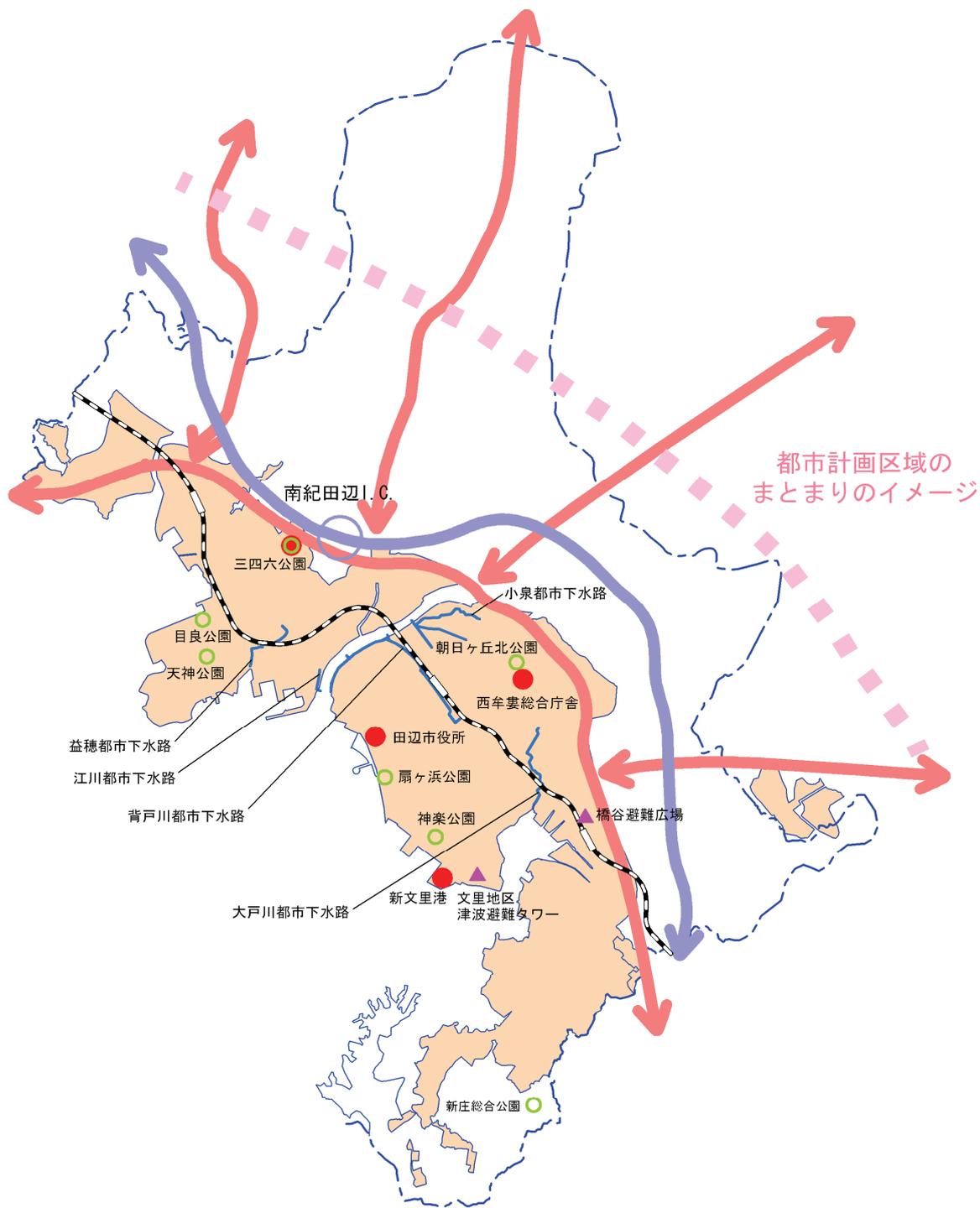
災害被害軽減のため、「田辺市津波ハザードマップ」「田辺市地震ハザードマップ」「田辺市洪水ハザードマップ」の各種災害予測図の配布など、市民への周知徹底に努めます。

災害情報や気象情報等を的確・迅速に伝達するため、防災行政無線の整備充実に努めます。また、防災行政無線での放送情報について、より一層の情報化の推進を図るため、登録者の携帯電話及びパソコンに「防災・行政メール」として配信を行っており、その登録を促していきます。

地域防災力の充実

防災訓練や防災学習会などを通じた市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の活性化などに努めます。

■都市防災対策の方針図



| 凡 例 | |
|--------------|-------------|
| ● 防災拠点 | ↔ 広域幹線道路 |
| ○ 公園（近隣公園以上） | — 高速道路 |
| ▲ その他防災関連施設 | — 鉄 道 |
| — 都市下水路 | ■ 市街地ゾーン |
| | □ 現在の都市計画区域 |

■まちづくりの着目点

まちづくりの理念と目標、将来の都市構造によって「まちの将来像」を明確にしました。以下に、土地利用や都市施設等、各分野のまちづくりの方針における「着目点」を示します。

| | | まちづくりの基本理念 | | |
|----------|-------------------------|---|---|--|
| | | 安全・安心なまちづくり | 地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり | 個性的で魅力あるまちづくり |
| まちづくりの方針 | 土地利用の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●空き地や空き家の有効活用による居住環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●中心市街地の活性化 ●効率的な市街地形成 ●産業の活性化 ●快適な住環境の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ●自然的環境の保全 |
| | 都市施設整備の方針 (交通施設) | <ul style="list-style-type: none"> ●災害に備えた避難・輸送ルート確保 ●公共交通の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●道路ネットワークの形成 | <ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した道路整備 |
| | 都市施設整備の方針 (公園・緑地) | <ul style="list-style-type: none"> ●災害時の避難や救援活動に対応できる施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域社会の活性化・育成の場としての施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●レクリエーション機能の維持・向上 ●利用者意見を反映した施設整備 |
| | 都市施設整備の方針 (河川・上下水道) | <ul style="list-style-type: none"> ●河川改修の推進や適切な維持管理 ●上水道の安定供給 | <ul style="list-style-type: none"> ●上下水道の適切な維持管理や更新 | <ul style="list-style-type: none"> ●河川の自然的環境や景観の保全・活用 |
| | 都市施設整備の方針 (その他の都市施設) | <ul style="list-style-type: none"> ●厚生・福祉施設の適切な管理・運営 | <ul style="list-style-type: none"> ●教育・文化施設の機能充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域社会活動等の利用者意向に対応した施設整備 |
| | 市街地整備などの方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●沿道整備も含めた市街地整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市基盤の充実 ●賑わいの創出 | <ul style="list-style-type: none"> ●回遊性に満ちた市街地の形成 ●良好な景観形成 |
| | 自然的環境及び歴史文化資源の保全等の方針 | | <ul style="list-style-type: none"> ●森林や農地の保全・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ●自然的環境の保全・活用 ●歴史文化資源の保全・活用 |
| | 都市防災対策の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●防災対策事業の促進(ハード対策、ソフト対策) | | |

 : まちづくりの着目点